

# 人間ドック&脳ドック助成

富士市国民健康保険に1年以上加入し、国民健康保険税を完納している20歳以上の人は、4月1日以降に左記の検査機関で人間ドック・脳ドックを受診するとき、国民健康保険から助成が受けられます。



## ●対象

- ・検査日からさかのぼって1年以上富士市国民健康保険の被保険者で、検査日まで引き続き加入している人
- ・平成23年4月1日時点で、満20歳以上で、後期高齢者医療制度に該当しない人
- ・国民健康保険税を完納している人

## ●検査項目

### ◆(左記検査機関共通のもの)

#### ◆人間ドック

身体計測、血圧測定、腹部超音波検査、心電図検査、眼底検査、肺機能検査、胸部X線検査、上部消化管検査、血液検査、尿検査、便潜血検査

#### ◆脳ドック

MRI・MRA検査、身体計測、血圧測定、心電図検査、胸部X線検査、眼底検査、血液検査、尿検査

### ★後期高齢者医療保険の被保険者も、

国民健康保険被保険者と同額の自己負担で人間ドック・脳ドックを受けることができます。詳しくは、国民健康保険課にお問い合わせください。

☎(55) 2754

## 問い合わせ

### 国民健康保険課

☎(55) 2751 FAX(51) 25021

## ●申し込み方法

- ①左記の検査機関に国民健康保険の助成を受ける旨を伝えて、予約をします(受診日は4月1日以降)。
  - ②予約がとれたら、保険証と特定健康診査受診券(40歳以上で手元に届いている人)を持参して国民健康保険課へ助成の申請をし、助成券を受け取ります。
- ※特定健康診査受診券は5月下旬に発送予定です。

### 【助成の申請期間】

3月24日～12月28日

(土・日曜日、祝休日は除く)

8時30分～17時15分

- ③受診日に助成券と保険証、自己負担金を持って受診してください。

※脳ドックは、平成21・22年度に助成を受けた人は申し込みできません。

また、年度中は、人間ドックか脳ドックのどちらか一方の助成しか受けられません。

※40歳以上の人は特定健康診査・保健指導の対象です。特定健康診査の検査項目は、人間ドック・脳ドックに含まれているため、各ドックを受診すると特定健康診査を受けたこととなります。また、特定健康診査を受けていると、人間ドック・脳ドックの助成は受けられませんのでご注意ください。

## 検査機関一覧

※検査機関によって検査実施日や受け入れ人数、検査項目が異なりますので、予約の際にご確認ください（平成23年4月1日以降の受診が対象）。

### ●人間ドック

医療機関	自己負担額	住所	電話
富士市医師会医療センター	1万2,600円	伝法2850	52-3111
三村クリニック健康管理センター	1万1,970円	永田町2-60	53-0033
富士健診センター	1万1,970円	柚木392-5	64-4421
宮下医院	1万2,000円	平垣本町4-1	61-0376
佐野医院	1万2,000円	蓼原865-1	61-1095
川村病院	1万2,600円	中島327	61-4050
田中クリニック	9,450円	久沢1652-1	71-0160
共立蒲原総合病院	1万1,970円	中之郷2500-1	81-3324
新富士病院健康管理センター	1万1,970円	大淵3900	36-2211

※川村病院と新富士病院は胃の検査方法をレントゲン検査にすると、自己負担金が変わります。  
川村病院…1万1,655円 新富士病院健康管理センター…9,450円

### ●脳ドック

医療機関	自己負担額	住所	電話
市立中央病院	1万6,800円	高島町50	52-1131
聖隷富士病院	1万6,800円	南町3-1	52-0780
池辺クリニック	1万6,800円	川成新町310	65-0250
いそえ脳神経外科クリニック	1万5,750円	松富町51-1	62-1000
田中クリニック	1万2,600円	久沢1652-1	71-0160
共立蒲原総合病院	1万6,800円	中之郷2500-1	81-3324

## 富士市国民健康保険の現状

### 富士市国民健康保険の厳しい財政状況

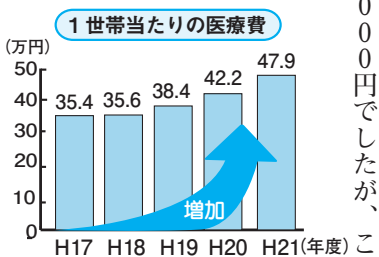
国民健康保険は、病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合っただけで、お互いに助け合う制度です。

国民健康保険制度は、加入者に納めていただく国民健康保険税と国・県・市の公費で運営しているため、保険料収入は重要な財源です。しかし、団塊世代の退職者の増加や急速な高齢化の進展、医療技術の高度化による医療費の増加などに伴い、保険給付費が膨らみ、厳しい財政状況が続いています。

このような中、市はできる限り皆様の負担を抑制するため、税率を改正せず、平成18年度以降は一般会計から繰り入れなどを対応してきました。しかし、景気低迷による保険料収入の伸び悩みや医療費の増加などにより、さらに厳しい財政状況が予測されます。

### ふえる一世帯当たりの医療費

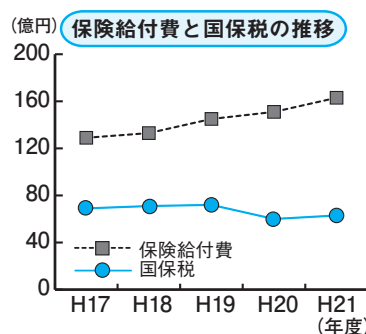
一世帯当たりの医療費は、平成17年度には約35万4,000円でしたが、この5年間で約12万5,000円増加し、平成21年度には約47万9,000円になりました。



### ふえる保険給付費と

### 変わらない国民健康保険税

市が負担している保険給付費は年々ふえ続けています。平成21年度は約163億円となり、平成17年度と比較すると約34億円の増加となりました。一方、国民健康保険税は増加していない状況です。



国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、やむを得ず平成23年度から国民健康保険税の税率を改正することにしました。

加入者の皆様には、さらなるご負担をおかけすることになりませんが、ご理解とご協力をお願いします。

※改正の内容について詳しくは、広報ふじ4月20日号でお知らせする予定です。

国民健康保険課 ☎(55)27522